

鹿児島県生活排水処理施設整備促進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、公共水域の水質保全と都市部、農村部及び漁村部の生活環境の改善を促進するため、生活排水処理に係る交付対象施設を整備する市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。以下同じ。)を積極的に支援する。

(交付措置)

第2条 この要綱における交付対象施設及び交付額等は、次の項に定めるところとする。

2 この要綱において「交付金の交付の対象となる交付対象施設」(以下「交付対象施設」という。)とは、次の各号に掲げる施設のうち、法令及び国の要綱等に基づく要件に合致し、別に各要領で定める国から建設に係る補助を受ける施設とする。ただし雨水排水施設を除くものとする。

- (1) 公共下水道施設とは、下水道法(昭和38年法律第79号)第2条第3項に掲げる施設である。
- (2) 農業集落排水施設とは、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(13農振第3438号平成14年3月27日付)第2の2に掲げる施設である。
- (3) 漁業集落排水施設とは、漁業集落環境整備事業実施要領(昭和53年7月10日付け53水港第3598号農林水産事務次官依頼通知)第3の3に掲げる施設である。

3 交付対象施設に係る交付額の算定基準及び交付期間は別に定める。

(交付の手続き等)

第3条 交付の手続き等は、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号)及びこの要綱に定めのあるもののほか、「鹿児島県公共下水道施設整備促進事業交付金交付要領」、「鹿児島県農業集落排水施設整備促進事業交付金交付要領」、「鹿児島県漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付要領」によるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。